

第 1 3 5 7 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 2 8 年 7 月 2 1 日 木曜日
開会 1 0 時 0 0 分 閉会 1 2 時 0 0 分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席者	教 育 長	在田 正秀
	委 員	秋道 智彌
	委 員	奥野 史子
	委 員	鈴木 晶子
	委 員	星川 茂一
	委 員	高乗 秀明

4 傍 聴 者 1 人

5 議事の概要

(1) 開会

1 0 時 0 0 分，教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1 3 5 6 回京都市教育委員会会議の会議録について，教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 2 件，報告 2 件

イ 議決事項

議第 3 号 平成 2 9 年度に京都市立小・中学校育成学級及び総合支援学校において使用する教科書の採択について

(事務局説明 伊藤総合育成支援課長，浜口首席指導主事)

「平成 2 9 年度に京都市立小・中学校育成学級及び総合支援学校において使用する教科書の採択について」ご審議いただきたい。

「議第 3 号説明資料」について、「1 教科書選定委員会日程」の通り、平成 29 年度に小・中学校育成学級及び総合支援学校で使用する教科書については、4 月 21 日の教科書採択に関わる基本方針の議決を受け、教科書選定委員会を設置し、第 1 回選定委員会を 5 月 26 日に開催した。選定委員会は、学識経験者、保護者代表、教員、教育委員会事務局から、委員・専門委員あわせて 19 人で構成し、3 グループに分かれて調査研究を行った。6 月 23 日に第 2 回選定委員会を開催し、採択教科書案について委員から意見をいただき、それを受けて、さらに調査研究を進め、7 月 14 日の第 3 回選定委員会の最終審議を経て答申を受けた。

「2 平成 29 年度に小・中学校育成学級、総合支援学校において使用する教科書」の表は、それぞれの学校・学部において使用する教科書について示したものである。小学校育成学級及び総合支援学校小学部においては、「小学校で使用する検定教科書」に加え、「小・育成学級及び小学部用に選定する文部科学省著作教科書及び一般図書」を使用する教科書としている。中学校育成学級及び総合支援学校中学部においては、「小・中学校で使用する検定教科書」に加え、「小・中・育成学級及び小・中学部用に選定する文部科学省著作教科書及び一般図書」を使用する教科書としている。総合支援学校高等部については、「小・中・高等学校で使用する検定教科書」に加え、「小・中・育成学級及び小・中学部用に選定する文部科学省著作教科書及び一般図書」及び「高等部用に選定する一般図書」を使用する教科書としている。今回ご審議いただきたいのは太枠内の文部科学省著作検定教科書及び一般図書についてである。

「3 選定冊数」について、文部科学省著作教科書は今年度と同様に小学部用に 10 点、中学部用に 3 点の合計 13 点を選定している。一般図書については、小・育成学級及び小学部用に 319 点、中・育成学級及び中学部用に 237 点、高等部用に 300 点の合計 856 点を選定しており、昨年度採択した 854 点から、新たに選定したもの 84 点、供給不能等 82 点、差し引き 2 点の増であり、合計で 869 点の選定となっている。

これらの図書は、「4 教科書採択に関わる基本方針」（4 月 21 日教育委員会議第 1 号で議決済）、「5 平成 29 年度に京都市立小・中学校育成学級及び総合支援学校において使用する教科書の選定の方針」（「4 教科書採択に関わる基本方針」に基づき、総合支援学校・育成学級教科書選定委員会に対し、諮問したもの。）に沿って選定された図書である。

「6 教科書展示会について」、6 月 3 日から 7 月 6 日まで京都市総合教育センターと京都市中央図書館の 2 か所で教科書展示会を実施した。閲覧者数については、設置の名簿に記載があった数のみ計上している。育成学級及び総合支援学校への意見書は 1 通あり、「家庭学習でも学校で学んでいることを取り入れられるよう学校と家庭で連携をとりながら子どもの学習スケジュールを立てていきたい。」という趣旨のご意見であった。引き続き、総合教育センター内のカリキュラム開発支援センターに一般図書等の配架を行い、保護者や市民の目に触れるようにしていきたい。

各種目の選定の観点と選定の理由について、小・育成学級及び小学部については、身近な生活経験をより深く認識できる教材であるか、遊びや体験を通して興味関心を広げ、日常生活の場面へとつなげていける教材であるか、などを視点に選定されている。中・育成学級及び総合支援学校中学部については、各教科に興味関心を持たせ、学習意欲を高めることを基本に、視覚的・聴覚的な理解のしやすさを意識して選定されている。高等部については、情報モラルなどの喫緊の課題を扱う教材や、食品を扱う学校も多い中これまで取り上げられてこなかった食中毒菌対策を扱う教材なども新たに盛り込み、個々の課題に対応できるよう選定されている。保護者代表の委員からも、生徒に身近で具体的な題材をテーマとした本を２冊提案いただいた。ここで実際の使用例をお示しする。

「ポプラ社 のびのび総合知育絵本１４ ぎょうじのえほん」（小学 生活）子どもに身近な年中行事が絵や写真などで視覚的に紹介されている。おはなしのページがあり、行事の様子や由来を読み聞かせることができる内容となっている。

「岩崎書店 どこにいる？だれがいる？さがせ！日本の歴史」（小学 社会）この絵本は、日本の歴史のなかで有名な人物や各時代を象徴する人を探し出すことで、歴史は事物に興味をもてる内容となっている。絵を見てたのしむ段階から、興味をもった人物をきっかけに歴史に関する物語に関心を広げることが期待できる。

「小学館の子ども図鑑プレ NEO 楽しく遊ぶ学ぶかず・かたちの図鑑」（中学 数学）身近なものである食べ物や動物を通じて、数の習得や身近なものの形から図形を学習するしくみになっていて、大きさや量についても触れることができる。

「学研 めくってはっけんにはんちずえほん」（中学 社会）日本地図を視覚的に捉えることができ、各地方のページでは、しかけやイラストからふんだんに使われていることから、イメージをもちやすくなっている。

「日本文芸社 部屋は自分の心を映す鏡でした。」（高等部 家庭）片づけには掃除をするという意味に限らず、心を落ち着けたり、生活に見通しを持つといった効果も期待できる。この本は、整理整頓のあり方を示すとともに、心のありようにも広げて、周りのことを見わたして、自分のことを振り返るきっかけとする内容が含まれている。掃除といった行動を通して、生活をしていくうえでの心がまえのヒントを見つけるといった発展が期待できる内容といえる。保護者委員により推薦いただいた本である。

「合同出版 子どもとマスターする４９の敬語 イラスト版気持ち伝わる言葉の使い方」（高等部 国語）本書は具体的な場面で、どのような言葉のつかい方が適しているのかをシミュレーションしていく形式で分かりやすく構成されている。イラストで場面が示されているので、どのような時にどのような言い方がよいのかを実践的に学んでいくことが期待できる。

「東洋館出版社 くらしに役立つ保健体育」（高等部 保健体育）本書は体育分野と、保健分野に分けて、分かりやすい構成と書き方になっている。体育分野では、体づくりに関する運動の紹介や、水泳や器械運動などの項目ごとにまとめられている。保健

分野では、成長に関することからをはじめとして、病気の予防や対処法、喫煙の影響、肥満や虫歯の予防などについてまとめられている。またストレスや感情のコントロールなど心の動きにもついても学ぶことができる。

「ナツメ社 早引き 介護の声かけ & コミュニケーション」(高等部 家政)本書は、介護に関する実査場面で相手にどのように言葉をかければよいのかについて、挨拶にはじまり、送迎、食事や排せつの介助、入浴時の関わり、体位変換などに至るまで、具体的に示されている。巻末にある「昭和の流行歌」が載せてあり、高齢者とのコミュニケーションをはかるうえでの有力なツールとすることが期待できる。

「食品工場の約束事Ⅰ(食中毒菌対策)」(高等部 流通)本書は、食中毒に関する基本的な知識や予防に関する対策が、ページごとに分かりやすく簡潔にまとめられている。食品を扱う際に必要となる。きちんとした身だしなみのあり方からはじまり、道具の管理や清掃の仕方など日常の衛生管理について見通しをもって取組んでいける内容となっている。調理実習や食品を扱う学習内容を実施する際に、実践的に活用できることが期待できる。また、生徒が自宅に持ち帰った際には、家庭内でも活用できることも期待できる。

(委員からの主な意見)

【秋道委員】育成学級用というより、普通学級でも活かせるような内容もたくさんある。自宅に持って帰るという話があったが、これらの教科書は学校にどのように給与されるものなのか。

【事務局】小中は無償給与の対象なので、1人につき教科ごとに1冊ずつ給与されている。教科書の種類も学年や学級単位ではなく、子どもに応じたものを選んで給与している。これらの発達段階に応じて一般図書だけでなく、文科省の著作本であるとか、普通学級でも使っている検定教科書についても給与ができる。美術だけは検定教科書で学習するなど、教科ごとに一般図書と検定教科書を使い分けることもできる。

【秋道委員】資料にはABCの段階が記載されているが、教科書を選ぶにあたって、保護者への説明はできているか。

【事務局】個別の指導計画を一人一人に作成しており、発達段階や障害の特性に応じて、目指すべき目標がそれぞれ違うため、指導計画に応じた内容で教科書も選んでおり、保護者とも確認しながら進めているところである。また、毎日の連絡帳でのやりとりや、懇談会、ケース会議、支援学校においては参観日以外でもいつでも参観OKとしていることから、保護者が確認できる機会を多くもっている。目標についても固定的でなく、時期や学年によって変えることもしており、その都度保護者とも連携をとっている。

【秋道委員】紹介された本(どこにいる?だれがいる?さがせ!日本の歴史)の中で、絵が細かすぎて見にくかった。障害だけでなく、お年寄りでも誰もが使えるよ

うな視点も教科書選定の際に持っているのか。

【事務局】学習指導要領で示されている自立活動の内容は、具体的に指導内容を選定する際の観点として、コミュニケーションだけでなく、健康の保持、心理的な安定、環境の把握、身体の動きといった観点がある。障害ゆえに学習や生活の困難を改善・克服するために設定されている内容であるが、本来は全ての人にとって必要な要素であり、あえて、これを目標にするのが障害児教育である。こういった視点は学齢期の子どもに限って必要なものではないと思う。

【秋道委員】今回の議題とはそれるが、介護施設でもこういった教科書があったらいいのではないかと思った。

【奥野委員】一人当たりの配布冊数は。

【事務局】教科ごとに1冊ずつ。小学校だと低学年では社会や理科が生活という科目になったり、書写があったりで子どもに応じて違う。中学校になると外国語も入ってきたり、高等部では職業学科の場合など、家政や流通サービスという科目もあったりで給与冊数も増えてくる。重たくかさばるものなので学校においていることが多い。本を本として扱うことも指導の一つである。年度末に家庭に持って帰るが、その後は家庭の蔵書としての活用もされている。

【星川委員】例えばスマホ関連の本が、高等部の社会としてあるが、1教科1冊の給与であれば、それを選んだら、1年間スマホについて学習をするのか。

【事務局】あくまで教材のひとつとして、扱うので、1年間ずっとこれをやるということではない。図書館の本や副教材も使ったりする。

【鈴木委員】一般図書でリストアップされているものはすべて各校の図書館に入るのか。それとも各校で選ぶのか。

【事務局】図書館の蔵書にするのではなく、各校で子どもたちに給与する図書を選ぶ。教科書はもちろん活用するが、個別の指導計画に基づいて指導をしていくので、普通学級での單元ごとの指導とは教科書の活用の仕方が違う。

【鈴木委員】リストアップしたものは公表するのか。特別な支援が必要な子は普通学級にもいる。普通学級の先生にとってもこういった教材のリストは重要な資料となるのではないか。

【事務局】総合教育センターにはほとんどの見本本がおいてあるので、それを見て教材研究に活かすことができる。

(議決)

教育長が、「議第3号 平成29年度に京都市立小・中学校育成学級及び総合支援学校において使用する教科書の採択について」に対し、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第4号 京都市立小学校通学区域の設定及び変更について

(事務局説明 萩原 調査課長)

今回の提案の趣旨は、学校統合にともない、通学区域を設定及び変更するものである。

下京雅小学校は、平成28年6月3日に議決された京都市立小学校条例の一部を改正する条例の施行により、京都市立醒泉小学校と淳風小学校を統合し、新たに平成29年4月1日から設置される。これに伴い、下京雅小学校の通学区域を新たに設定する必要がある、現在の2小学校の通学区域を下京雅小学校の通学区域として設定させていただきたく、ご提案させていただく。

なお、醒泉小学校、淳風小学校とも、中学校は下京中学校になりますので、中学校の通学区域は変更にならない。

続いて、向島二の丸小学校の通学区域の変更についてご説明させていただく。

伏見区の向島中学校区（向島南小学校・向島二の丸小学校・二の丸北小学校・向島中学校）において4校を統合して平成31年4月に小中一貫教育校を開校するため、二の丸北小学校敷地に新校舎を建設する予定で準備を進めている。当該建設工事期間中は、向島二の丸小学校と二の丸北小学校の2校を一次統合し、向島二の丸小学校の校舎を使用する予定になっている。平成28年6月3日に議決された京都市立小学校条例の一部を改正する条例の施行により、向島二の丸小学校が二の丸北小学校を統合することとなった。これに伴い、向島二の丸小学校の通学区域を変更する必要がある、現在の2小学校の通学区域を向島二の丸小学校の通学区域として変更することを提案させていただく。

なお、向島二の丸小学校、二の丸北小学校とも、中学校は向島中学校になるので、中学校の通学区域は変更にならない。

【在田教育長】京都市立小学校条例の改正を受けて通学区域を設定させていただくものである。10月1日付けで新一年生の就学通知を発行するにあたり、通学区域を決める必要がある。

(議決)

教育長が、「議第4号 京都市立小学校通学区域の設定及び変更について」に対し、各委員「異議なし」を確認、議決。

ウ 非公開の宣言

教育長から、以下の報告2件について、会議を非公開とすることを宣言。

報告2件については、訴訟及び不服申立てに関する案件及び人事に関する案件であり、非公開
--

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

7月13日 馳文部科学大臣 呉竹総合支援学校視察

7月14日 教育福祉委員会

7月20日 教育福祉委員会

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

12時00分、教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長